

法令および定款に基づくインターネット開示事項

内部統制システムの整備に関する基本方針 および運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第219期（2018年4月1日～2019年3月31日）

東京瓦斯株式会社

事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（www.tokyo-gas.co.jp）に掲載し、ご提供しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2019年2月22日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。
- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社および子会社におけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社および子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、役付執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「執行体制規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社および子会社のリスク管理を推進するために「リスク管理方針」を定めると共に、リスク管理委員会およびリスク管理部門を設置する。また、当社および子会社の業務執行に係る「重要リスク」を特定し、毎年見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。
- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 部門、子会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社および子会社全体の相談窓口として、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。
- ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
- ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社および子会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 「子会社管理規則」を定め、取締役が子会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して子会社の管理を行う体制とする。また、子会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
- ③ 子会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、子会社取締役および子会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 取締役が、子会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
- ⑤ 監査役が、子会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社および子会社全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
- ⑥ 監査部が、監査役および子会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該子会社の取締役および監査役に報告する体制とする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
- ② 監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、会計監査人、子会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要な政策を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。取締役会は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」に基づき、会計監査人の外部評価・報告を受け、財務報告の信頼性を確認しました。

以上の取締役の職務執行につき、監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し監査いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役会議事録等を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるよう保管しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、組織および人事や、決算等に関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。その他経営に係る重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成する経営会議を当期は43回開催し、審議を行いました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「重要リスク」を毎年見直し、リスク管理委員会およびリスク管理部門でリスク管理の状況把握および対応策の検討を行っております。

大規模な災害、事故、不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、重要リスクが顕在化した場合において5回の対応を行いました。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の相談窓口として「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置し、社内イントラネット等において内部通報窓口の周知とともに、内部通報者の不利益扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

監査部は38名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行っております。また、監査結果は取締役会、経営会議および監査役に適宜報告しています。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項の報告を受け、または事前承認を行いました。また、当期は、監査部が主要な子会社5社に対して内部監査を実施いたしました。

各子会社は、「コンプライアンス相談窓口運用規則」に基づき、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を活用しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に5名を配置し、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行っております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は取締役会のほか経営会議、経営倫理委員会等の重要な会議の場に参加し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

監査役は、監査部、会計監査人、子会社監査役と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当期は、監査部と3回、会計監査人と7回、子会社監査役と4回の情報・意見を交換する場を設けました。

連結株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	141,844	1,898	936,635	△3,642	1,076,736
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△24,932		△24,932
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			84,555		84,555
自 己 株 式 の 取 得				△20,051	△20,051
自 己 株 式 の 処 分				2	2
自 己 株 式 の 消 却			△19,580	19,580	
連結子会社減少に伴う 変 動 額			△128		△128
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△263			△263
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	/	/	/	/	/
当 期 変 動 額 合 計	-	△263	39,914	△469	39,182
当 期 末 残 高	141,844	1,634	976,550	△4,111	1,115,918

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	30,282	△251	33,206	△3,945	59,291	12,405	1,148,433
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	/	/	/	/	/	/	△24,932
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	/	/	/	/	/	/	84,555
自 己 株 式 の 取 得	/	/	/	/	/	/	△20,051
自 己 株 式 の 処 分	/	/	/	/	/	/	2
自 己 株 式 の 消 却	/	/	/	/	/	/	-
連結子会社減少に伴う 変 動 額	/	/	/	/	/	/	△128
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	/	/	/	/	/	/	△263
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△7,525	1,856	△8,435	△2,049	△16,154	△115	△16,269
当 期 変 動 額 合 計	△7,525	1,856	△8,435	△2,049	△16,154	△115	22,912
当 期 末 残 高	22,756	1,604	24,770	△5,994	43,137	12,289	1,171,345

連結注記表

東京瓦斯株式会社

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 78社

主要な連結子会社の名称 TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、東京ガス都市開発(株)、東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)、Tokyo Gas International Holdings B.V.、(株)扇島パワー、東京ガス用地開発(株)、長野都市ガス(株)、東京エルエヌジータンカー(株)、東京ガスエネルギー(株)、(株)キャプティ、東京ガスケミカル(株)、東京ガスリース(株)、東京ガスiネット(株)及び(株)エニジオ

(2) 非連結子会社の数等

非連結子会社の数 5社

主要な非連結子会社の名称 新居浜LNG(株)、晴海エコエネルギー(株)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 14社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD、Castleton Resources LLC、Birdsboro Power Holdings II, LLC、芝パーク特定目的会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び

構築物は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

- ③ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。

- ④ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。

- ⑤ ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- ② のれんの償却の方法及び期間
発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

4. 表示方法の変更

- (1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額	
その他の設備	2,292百万円
建設仮勘定	1,691百万円
投資有価証券	34,697百万円
長期貸付金	26百万円
現金及び預金	1,318百万円
(2) 担保に係る債務の金額	
長期借入金	1,994百万円
1年内返済予定の長期借入金	144百万円
その他流動負債	48百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,009,802百万円
3. 保証債務等	
(1) 保証債務	33,764百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数	451,355,759株
2. 配当に関する事項	
(1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項	
①2018年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	12,558百万円
(ロ) 1株当たり配当額	27円50銭
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(ニ) 効力発生日	2018年6月29日
②2018年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	12,373百万円
(ロ) 1株当たり配当額	27円50銭
(ハ) 基準日	2018年9月30日
(ニ) 効力発生日	2018年11月29日
(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
2019年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり提案しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	14,623百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	32円50銭
(ニ) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、社債の発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は主として設備投資資金(長期)及び運転資金(短期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実施計画を作成し、決裁を経た上で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券等	68,812	81,013	12,200
(2) 現金及び預金	93,092	93,092	—
(3) 受取手形及び売掛金	265,225	265,225	—
(4) 社債(*2)	(364,998)	(391,901)	△26,903
(5) 長期借入金(*2)	(416,093)	(446,238)	△30,145
(6) デリバティブ取引	21	21	—

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*2) (4)社債及び(5)長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 現金及び預金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額89,085百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額67,314百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券等」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(開発中の土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時	価
106,863		422,785

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

【一株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 2,575円99銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 187円60銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、2019年4月26日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・ 取得する株式の数
10,000千株(上限:発行済株式総数に対する割合 2.2%)
- ・ 株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
現金、24,000百万円(上限)
- ・ 株式を取得することができる期間
2019年5月7日から2020年3月31日まで

【その他の注記】

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 変 動 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	6,236	8,980	141,000	339,000	199,289	729,960	
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立											
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△74				74		
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩						△2,213			2,213		
剰 余 金 の 配 当									△24,932	△24,932	
当 期 純 利 益									53,717	53,717	
自 己 株 式 の 取 得											
自 己 株 式 の 処 分											
自 己 株 式 の 消 却									△19,580	△19,580	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△74	△2,213	-	-	11,492	9,204	
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	6,161	6,766	141,000	339,000	210,782	739,165	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,642	870,228	29,712	△8,293	21,419	891,648
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立						-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						-
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩						-
剰 余 金 の 配 当		△24,932				△24,932
当 期 純 利 益		53,717				53,717
自 己 株 式 の 取 得	△20,051	△20,051				△20,051
自 己 株 式 の 処 分	2		2			2
自 己 株 式 の 消 却	19,580					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	△7,440	△1,730	△9,170	△9,170
当 期 変 動 額 合 計	△469	8,735	△7,440	△1,730	△9,170	△435
当 期 末 残 高	△4,111	878,964	22,271	△10,023	12,248	891,212

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりであります。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。のれんは20年で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。

⑤ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

⑥ ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

ガス事業会計規則の改正に伴う変更等

2018年6月19日に「ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第36号）が施行され、「ガス事業会計規則」が改正されました。

当事業年度の貸借対照表等は、改正後のガス事業会計規則を適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	544百万円	
関係会社投資	8,274百万円	
長期貸付金	26百万円	
(担保に係る債務の金額	—) (当社が出資する会社等の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	3,363,832百万円
無形固定資産	33,908百万円

(3) 保証債務等

保証債務	74,614百万円
------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	221,740百万円
仕入高	411,709百万円
営業取引以外の取引高	19,565百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数	1,410,673株
----------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注)	24,082	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,980円71銭
一株当たり当期純利益	119円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2019年4月26日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数
10,000千株(上限;発行済株式総数に対する割合 2.2%)
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
現金、24,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間
2019年5月7日から2020年3月31日まで

10. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。